

唐～元代の漢文公文書の様式とその変遷

赤木崇敏

中央アジア（東トルキスタン～河西回廊）から発見された大量の古文書は、編纂史料からは窺えない情報を提供してくれる貴重な史料群であり、唐～元代公文書研究の進展に大きな役割を果たしてきた。近年では、カラホト出土文書の整理・公開が進み、宋・西夏・元の公文書や文書行政に関する議論が深まるとともに、唐代公文書制度の宋・元への継受・変遷についても盛んに論じられるようになってきている。

ただし、一部の漢文公文書の様式については、様式そのものの名称だけでなく、機能、継受の具体相について必ずしも見解が一致していない。また、唐公式令や南宋『慶元条法事類』などの法典に定められた規定は実際の出土文書では様々な例外が見られ、出土した地域の社会的・歴史的特性を踏まえた検討が必要である。例えば、帰義軍期（9世紀後半～11世紀初頭）の敦煌は実質的にはオアシス国家として独立していたが、そこで用いられた公文書や事務処理の過程は極めてシンプルなものとなっており、唐・宋代の規定とは大いに異なっている。

そこで本報告では、中央アジア出土の漢文書のなかでも牒・状・申などの上申文書を中心に、唐～元代の漢文公文書の様式の継受や変遷について再検討する。これらを対象とする理由は、当該史料が質量ともに豊富であり、通時的検討が可能だからである。また、唐代トゥルフアン文書や宋元代カラホト文書のかなりの点数は地方官府内の事務処理に関わっている。そのうち大半は下級官員が上級者に決裁を求め事務報告を行う上申文書であるため、上申文書の分析は地方文書行政の仕組みや変遷の理解につながるものと考えられる。さらに、唐前半期においては公文書の押印の位置や数量は発出主体や発信方法に応じて異なっていたが、8～9世紀を境にして文書の機能に応じた押印形式に変化してゆくと推測される。この押印形式の変化が宋元時代にどのように継受されるかについても考察していきたい。